

平成30年6月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次

- 1 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書
兼納入通知書の用紙誤りについて…………… P 1

市民健康部

平成30年6月

1 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼納入通知書の用紙誤りについて

(1) 用紙誤りの内容

平成30年6月18日に発送した「平成30年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼納入通知書」(以下「保険料額決定通知書」という。)771通のうち、236通について、誤って平成29年度用の用紙に印刷していた。

(2) 経緯

保険料額決定通知書については、後期高齢者医療室がシステムを用いて印刷用データを作成した後、情報システム課で印刷している。

印刷に用いる専用の用紙(連続帳票)は、後期高齢者医療室が印刷業者へ発注して作成しており、この用紙には年度があらかじめ印字されているため、当該年度でしか使用できないが、テスト印刷用として古い用紙も情報システム課で保管している。

今回、平成30年度の保険料額決定通知書を印刷する際、用紙をセットする作業が3度発生し、このうち2度目の用紙セットにおいて、誤って平成29年度用の用紙を使用して印刷してしまい、印刷後の確認作業においても、対象者の印刷漏れや印刷した内容の確認は行っていたものの、正しい用紙が使用されていることの確認を行っていなかった。

(3) 今後の対応

平成30年6月20日、対象者236名の方へ平成30年度用の用紙に印刷した保険料額決定通知書とお詫び文を後期高齢者医療室から発送した。

(4) 再発防止策

テスト印刷用として情報システム課が保管している古い用紙については、他の業務で使用するものも含め、すべて廃棄し、今後古い用紙は保管しないこととする。